平成２１年（フ）第５６１号
岐阜市大洞桐が丘１丁目22番地市営住宅大洞緑団地20号棟2042号室
債務者　長屋　克稔
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５７０号
岐阜市鏡島1900番地５小野アパート201号室
債務者　紺谷　良昭
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５７１号
岐阜市須賀３丁目13番１―505号レジデンスツジ
債務者　堀江　浩彰
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５７２号
岐阜市須賀３丁目13番１―505号レジデンスツジ
債務者　堀江　育子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４２１号
高知市東雲町７番13―２号　シャトーふみ205
債務者　岡田　浩二
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１２号
高知市百石町３丁目13番19号　ホワイトパレス101号室
債務者　山中　一枝
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６２４号
高知県土佐市高岡町乙790番地194
債務者　西山　雅美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６４２号
高知市桟橋通４丁目15番33―1505号　アルファステイツ桟橋通り
債務者　鷲見　奈美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９８号
高知市城見町６番３号　コーポ澤田２階
債務者　岩松　朝男
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０２号
高知市瀬戸２丁目14番12号　ヴィラ岡本３号
債務者　北村　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０６号
高知県香南市野市町西野2338番地３
債務者　吉良　博明
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０７号
高知県香美市土佐山田町西本町２丁目４番７号
債務者　市川　真弓
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１２号
高知市孕西町146番地
債務者　二宮　和則
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１８号
高知市本宮町７番地　大石アパート２Ｆ北
債務者　海老川雅弘
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２３号
高知市神田929番地14
債務者　岡本　知沙
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２９号
高知市河ノ瀬町188番地　大原北改良住宅12号
債務者　田中　寿子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７３２号
高知市長浜1289番地２　フローラＢ201号
債務者　山本弥寿彦
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７３３号
高知市長浜1289番地２　フローラＢ201号
債務者　山本　治子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係